

電力広域的運営推進機関 評議員会（2022年度第3回）議事録

1. 日 時：2023年2月1日（水）10：00～11：30

2. 場 所：電力広域的運営推進機関（Web会議にて開催）

3. 議 事

（1）議決事項

第1号議案 定款の変更について

第2号議案 業務規程の変更について

第3号議案 送配電等業務指針の変更について

第4号議案 2023年度事業計画について

第5号議案 2023年度予算について

第6号議案 余裕金等の運用方針について

第7号議案 3期6年を超えて再任する役員の評価について

（2）報告事項

報告事項1 広域系統長期方針（マスタープラン）の検討状況について

報告事項2 活動状況報告（2022年4月～2022年9月）

4. 出席者

（1）評議員（12名中10名出席）

山地評議員会議長、秋池評議員、牛窪評議員、大石評議員、倉貫評議員、高村評議員、竹川評議員、村上評議員、柳川評議員、山内評議員

（2）電力広域的運営推進機関

大山理事長、岸理事、土方理事、内藤理事、寺島理事、榎谷理事、岩男事務局長、鈴木総務部長、山次企画部長、松田計画部長、久保田運用部長、梶原再生可能エネルギー・国際部長

5. 議事の経過及びその結果

（岩男事務局長）

只今から、2022年度第3回評議員会を開会します。前回に引き続きまして、Web会議とさせていただきます。画像、音声に支障があるようでしたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。それでは、始めたいと思います。

まず、定足数について説明させていただきます。本日は、総員12名中10名がご出席であり、全ての議案につきまして、議決願える定足数を満たしております。

それでは、本日の議事等について確認させていただきます。資料は、事前にお送りしたとおりであり、議案、報告事項は、議事次第に記載のとおりです。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

また、ご発言がある場合には、挙手ボタンを押してください。議長から指名され、ご発言いただく際には、マイク・ビデオ通話をオンにいただき、お名前をおっしゃったうえでご発言いただきますようお願いいたします。以降の議事は山地議長、どうぞよろしくお願いいたします。

(山地議長)

議案に先立ち、定款第52条に定める議事録署名人を指名いたします。牛窪評議員と柳川評議員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(牛窪評議員、柳川評議員)

承りました。

(山地評議員)

それでは、議案の審議を行います。議事進行についてですが、今回の第1号議案ないし第3号議案は、関連する内容ですので、一括して事務局説明及び審議を行った後、一件毎に議決を行います。それでは、第1号議案「定款の変更について」、第2号議案「業務規程の変更について」及び第3号議案「送配電等業務指針の変更について」、事務局から説明をお願いいたします。

(岸理事)

総務担当の理事の岸でございます。本日は大変ご多用の中、ありがとうございます。第1号議案の定款変更、第2号議案の業務規程変更については、この評議員会でご審議いただいた後、理事会の議決、総会の議決を経た上で、経済産業大臣へ認可申請を行います。第3号議案の送配電等業務指針については、評議員会のご審議の後、理事会の議決、総会では報告事項となり、その上で経済産業大臣へ認可申請を行います。

これら3つの議案は、資料1、資料2、資料3の縦長の資料の中に、それぞれ内容の記載と、新旧対照表があります。本日の説明は、こちらではなく、資料1～3、別紙とございます、横長パワーポイントの資料により、第1から第3号議案までを一括する形で、規程類改正のポイントをご説明します。スライド右肩1ページをご覧くださいませでしょうか。

お諮りする規程類の変更案は、いずれも電気事業法改正、及び国の審議会の議論等に適切に対応するために行うものです。主な内容は4点です。

一つ目は、2020年電気事業法改正の施行に伴う変更です。今回、広域機関の目的の条文に「供給能力の確保の促進」が明記されました。蓄電設備は、その放電機能に着目し、発電設備に準じた位置づけとなりました。こうした法改正内容を反映する形で、定款など各規程の該当箇所を変更するものです。

二つ目は、役員の退任後の再就職規制に関する、定款の規定の変更です。電気事業者の指導や詳細制度設計などを担う広域機関にふさわしい、優れた役員候補を今後も広く確保するために、昨年10月、国の審議会で、役員の再就職禁止の規定の一部見直しが審議されました。

その整理に従い、国家公務員や他法人の例に倣って、役員の電気事業者等の役員等への再就職の禁止期間を2年間と定めるものです。同時に、役員の在任中に広域機関と契約を締結した企業等の役員等にも2年間はない旨の規定、中立性確保に関して評議員会等で確認・議決しなければならない旨も明記するものです。右肩2ページ、お願いします。

三つ目は、ノンファーム型接続や再給電方式などの制度運用の変更に対応するための規定変更です。すなわち、連系線以外でも平常時の混雑を許容する前提としまして、系統増強による容量確保を待つことなく発電設備をノンファームで接続、そうした運用の範囲を拡大する。もし混雑が発生すれば電源の出力抑制等を行う、そのために「一定の順序」による電源の抑制順位を規定する。もし太陽光、風力など自然変動電源の出力抑制を実施した場合は、広域機関がその妥当性を検証し結果を公表する、といった内容に適切に対応するための規定変更です。

四つ目は、いわゆるグリッドコード整備の機動性確保のための変更です。系統に連系する設備が従うべき

技術要件については、現状、様々な規程類に関連・類似の内容がばらける形で記載されています。送配電等業務指針にも、ガイドライン以下の下位規範で定めるべき仕様などの具体的記載がいくつかありますが、送配電等業務指針の変更は大臣認可を含め時間がかかるため、再エネ導入の進捗も踏まえたグリッドコードの機動的な見直しには不向きな面がございます。

よって、送配電等業務指針から、発電設備の仕様などの細かな具体的内容は削除し、代わりに、一般送配電事業者等が託送約款の別添で定める「系統連系技術要件」において、系統連系する際に必要となる内容を、法令・指針・ガイドライン等を踏まえつつ、定めなければならない、といった原則論だけ規定するものです。簡単ですが、規程類改正の説明は以上とし、以下の参考資料の説明は省略します。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(山地議長)

ご説明ありがとうございました。冒頭申し上げたように、説明も第1号議案から第3号議案をまとめて、審議・議論もまとめて行いたいと思います。ご発言をご希望の方は、挙手ボタンを押す、あるいはビデオの顔を出すという形で意思表示をしていただければ私から指名いたします。よろしくお願いいたします。

(倉貫評議員)

広域機関の目的に、供給能力確保の促進を明記することになり、その結果、広域機関が果たすべき役割・機能というのは具体的にどのように変わることになるのか教えてください。

(山地議長)

ありがとうございます。他の評議員の方からのご発言を踏まえて、事務局からまとめてご対応をいただきたいと思います。他の評議員からご発言のご希望がありましたらお願いします。

(村上評議員)

役員の再就職の規制期間を2年間とするというのは、機関の事情や特別性を総合考慮してこのように決めたいということで、私は基本的にはこれで結構だと思います。せっかくの機会なので教えてもらいたいのは、むしろ現在、広域機関一般について退任後の役員について再就職の規制等、実際どのようになっているかということについて、事前に調べてあるのであれば教えてください。

(山地議長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(竹川評議員)

大規模な蓄電事業者も発電事業に位置づけとあり、今後詳細を検討していくとありますが、どんな見通しというか、どのように考えられているのか、大規模なバッテリーパークのようなものを持っている事業者についてオークションに入れていく等することになるのか、どのようになるのでしょうか。

(山地議長)

ありがとうございます。それでは3人の評議員の方からご質問がございましたので、事務局からご対応をお願いしたいと思います。

(岸理事)

ご質問をいただきましてありがとうございます。まず、供給能力の確保の促進という規定が法律の目的規定に入ったところで具体的にどう変わるのかというご質問かと理解いたしました。もとより広域機関として供給能力の確保につきましては、例えば、毎年の供給計画の中で需給バランスをチェックをしたり、2020年からですが、ご案内のように容量市場のオークションといったものを既に開始してございます。今回の法律改正で供給能力の確保の促進を改めて明確化して、単なる業務ではなく目的のところに掲げるという改正でして、これに伴って新しいこととしては例えば、後ほどご説明をいたしますが、長期脱炭素電源オークションといったような脱炭素の投資促進のために長期の予見可能性を確保するような制度的措置を国の審議会の整理に基づきまして、新たに広域機関で始める予定でございます。例えば、そういったものが新しい仕事として追加されるということです。

二つ目の村上評議員からの再就職規制についてどのようになっているのかというご質問ですが、役員の再就職規制について実態や運用がどうなっているのかというご質問と理解してよろしいでしょうか。

(村上評議員)

その通りです。

(岸理事)

役員については、2015年に広域機関が設置されてから、退任された役員はまだ数える程でございます。それらにつきましては、これまでも評議員会へご報告等したこともあったと思いますが、法律や定款の規定に基づきまして中立性を確保できる運用をしているところでございます。そして、今回このようにお諮りしている定款改正でございますが、国の審議会の議論で2年間とする前提といたしまして、別途法律や定款あるいは役員の行動規範、これは就退任する際にも署名をいたしますが、中立性の確保が相当担保されています。実態としても公平・中立に全体最適を目指して業務を推進するということを自負してございます。そういったことをご指摘がありましたように総合的に判断して今回の国の整理となったと理解しております。今後も法令、規程に基づきまして適切に運用して参りたいと考えております。

最後に蓄電設備でございますが、蓄電設備は充電をして放電をするというところで、放電をするというところに着目すると発電設備と同じような性格があるということで、電気事業法におきましては一定規模以上の蓄電設備について発電事業者と同じような規律に服するということと理解しております。供給計画等も含めて、発電設備と同等の規制に服する中で私共も色々な制度・仕組みの運用をしていくというところでございます。ご指摘がございましたように蓄電設備というのが系統の安定、ひいては安定供給に極めて重要な役割を果たします。ただ発電設備とはやや性格が違うところもございます。このあたりは国でも、色々な制度において蓄電設備について、発電設備と似た性格、やや違う性格があるということも含めて、設置の促進についても議論が進んでいるところでございます。広域機関としてもそうした議論に貢献したいと考えております。

(山地議長)

今の事務局からのご説明を踏まえて、ご発言のご希望があればお願いします。

(村上評議員)

説明よくわかりました。広域機関退任後の役員の再就職規制等の一般的なルールが現時点であるのかということをおわかっていれば教えていただければと思います。

(山地議長)

事務局いかがでしょうか。

(岸理事)

ありがとうございます。明文で定められている法令や定款、役員行動規範がございますが、基本的にこれらでございまして、これ以外に明文で具体的に規律しているというものは存在しておりません。

(村上評議員)

結構です。

(山地議長)

他にご意見はあるでしょうか。それでは議決に移ります。第1号議案「定款の変更について」、原案どおりとすることでよろしいでしょうか。

(評議員一同)

異議なし。

(山地議長)

異議ありの声がなかったので、第1号議案は、原案どおりの議決とします。続きまして、第2号議案「業務規程の変更について」、原案どおりとすることでよろしいでしょうか。

(評議員一同)

異議なし。

(山地議長)

第2号議案は、原案どおりの議決とします。続きまして、第3号議案「送配電等業務指針の変更について」、原案どおりとすることでよろしいでしょうか。

(評議員一同)

異議なし。

(山地議長)

第3号議案は、原案どおりの議決とします。それでは、次の議案の審議を行います。先ほどと同様に、第4号議案、第5号議案につきましても、関連する内容ですので、一括して事務局説明及び審議を行った後、一件毎に議決を行います。それでは、第4号議案「2023年度事業計画について」及び第5号議案「2023年度予算について」、事務局から説明をお願いします。

(岸理事)

岸からご説明いたします。第4号議案の事業計画、第5号議案の予算ともに、評議員会でご審議いただいた後、理事会の議決、総会の議決を経て、経済産業大臣に認可申請を行います。

はじめに、2023年度事業計画案について、計画本体は、縦長の紙で15ページありますが、今日は、

資料4、別紙の横長のパワーポイント資料により概要をご説明したいと思います。

右肩1ページをご覧ください。事業計画の概要の全体像でございます。上の囲みに記載のとおり、法律や国の審議会の議論を踏まえ、広域系統整備など次世代型ネットワークへの転換、容量市場などの運営による供給力の確保、そして供給計画や需給検証による需給バランスの管理などを進めます。これら業務を支えるシステム、組織運営体制、ガバナンスの強化にも取り組みます。下の、事業計画の目次については、従来と概ね同様の構成ですが、以下、来年度の主要トピックをご説明します。

2ページをご覧ください。一つ目ですが、再生エネ主力電源化や電力レジリエンス強化に資する、次世代型ネットワーク整備への取り組みです。下の絵、3つの流れがあり、まず左の緑色は、広域系統の整備でございます。2022年度末までにマスタープラン、すなわち2050年カーボンニュートラルを実現するための日本全体の広域系統のあるべき姿、これを3月末までの取りまとめに向け、現在、最終調整中でして、後ほど報告事項としてご紹介いたします。2023年度は、マスタープランを、東地域や中西地域など広域系統整備計画へ具体的に落とし込むための検討・調整を進めます。併せて、上の囲みにある、事業者による計画実施に向けた環境整備についても、国の新たな議論を踏まえ、適切に対応してまいります。現在、国の審議会では、広域機関が運営管理する、卸電力市場の値差収益を活用しての融資や、再エネ納付金からの系統整備への前倒し交付などが議論されていると承知しております。中央の青色の流れは、系統の有効利用です。ノンファーム接続の受付を、基幹系統だけでなくローカル系統へも4月以降拡大いたします。混雑処理においては、総発電コストの抑制も考慮した「一定の順序」に基づく再給電方式を12月頃までに開始するべく準備を進めます。右の紫色は、高経年化設備の更新でございます。広域機関が策定したガイドラインに基づき、新たな託送料金制度の下で、マスタープラン等との整合性もとりつつ、計画的・効率的な設備更新を後押ししてまいります。

4ページ、お願いします。二つ目は、電力の安定供給に向けた供給力等の確保です。容量市場などの運営を通じ、電源のkW価値、将来収入の予見性を高め、適切な電源投資を促すものです。

2020年度から毎年度、4年先に向けたメインオークションを行っていますが、2024年度には、いよいよ初めての実需給期間を迎えます。小売への抛出金の請求、発電への容量契約金の交付、アセスメントなどが適切に行えるよう1年前の最終準備を行います。追加オークションも必要に応じ実施します。

また、長期脱炭素電源オークションという新たな枠組みについて、2023年度中の開始を目指しまして、国と連携して取り組みます。容量市場の特別オークションと位置づけられています。毎年度、kW価格が変動する容量市場と異なりまして、20年といった長期間の固定収入を確保し、脱炭素電源などへの新規投資を更に促すものです。

6ページ、お願いします。三つ目、供給計画や需給検証による需給バランスの評価・管理です。下の表、まず供給計画の取りまとめにおいて、今後、企業単位のみならず、個別の電源レベルでの稼働状況や、新增設・休廃止の動向もより細かく把握・確認する予定です。

電源の補修時期の調整についても、容量停止計画など、容量市場参加電源に対するリクワイヤメントを、需給管理に活用していきます。供給信頼度に着目した需給バランス評価に加え、夏冬に向けた需給検証、需給対策、ひっ迫時対応に万全を期します。kWだけでなく、燃料確保の観点も含む、kWhのモニタリングも継続し、情報発信を行います。

7ページは、FIT・FIPや太陽光パネル廃棄費用積立などの再エネ業務です。制度の動向をフォローし、適正かつ効率的な運営により、巨額の資金を堅実に管理してまいります。

8ページは、全国の需給管理の基盤となる広域機関システムです。制度改正や設備変更にはしっかり対応しつつ、足元の維持・更新のコスト抑制、優先順位づけに努めます。2030年度に現行システムの保守限界が来るため、リプレースに向けた準備作業を進めます。一般送配電事業者の次期中央給電システム開発と

の関係も見据えつつ、競争的な入札になるよう、仕様検討、要件定義など準備を進めます。

9ページは、左下の図のとおり、計画部を系統計画部と需給計画部の2部に分け、容量市場の運用業務を企画部から需給計画部へ移管・統合することを年度途中に行うことを検討中です。これは供給力の確保・管理のための組織体制強化の一環です。

また、ガバナンス強化のため、監査法人による外部会計監査を2024年度に導入する予定です。併せて企業会計基準をベースとした財務会計への移行も想定しておりまして、検討準備を進めます。事業計画については以上で、続いて予算について梶谷理事からご説明いたします。

(梶谷理事)

2023年度の予算につき梶谷よりご説明させていただきます。今、投影されている資料ですが、こちらの議案書の構成はご覧の通り、収入支出予算、債務を負担する行為、支出予算の流用等、収入支出予算の弾力条項、給与等の制限からなっており、別紙が収入支出予算の表でございます。先程もありましたとおり本議案はこちらでご審議いただいた後、理事会、総会での議決を経て経済産業大臣への認可申請を行います。そのため、そちらと同様の書式となっております。

なお、別紙の収入支出予算の表ですが、合計欄の右側にいくつか列が記載してございます。これは、それぞれ電気事業法第28条の51に定められた区分経理に基づく記載となっております。続きまして、内容につき別紙のパワーポイント形式の資料を用いてご説明をさせていただきます。

まず1ページです。こちらが、2023年度の収入支出予算の概要でございます。2023年度予算は総額149億円で、対前年度8億円、5.7%の増となっております。特徴としましては、固定資産関係費が11億円の減、一方で運営費が17億円の増となっております。これは、システム開発の終了に伴い開発費が減少したことなどにより、固定資産関係費が減少した一方、そちらのシステムが稼働したため、運用保守等の委託費が増加したことから運営費が増加したということです。

続きまして2ページです。こちら、ご参考までですが、業務分類別の予算配分となっております。今申し上げた総額149億円のうち、広域機関システム関連の経費が58億円と全体の約4割を占めております。続きまして、人件費を除きますと、容量市場関連が17億円で全体の11%、長期脱炭素電源オークション関連と再エネ関連がそれぞれ8億円、7億円で約5%程度となっております。次に3ページから、支出予算の主な内訳と増減要因についてのご説明です。

まず、3ページ、上の方、固定資産関係費です。

ご覧のとおり7割を占めておりますのが広域機関システム関連でして、制度改正対応や老朽化機器の取替費用等の増により7.2%の増加となっております。

一方で、再エネシステム関連や容量市場システム関連は、システム設計開発が終了いたしましたことから費用が減少し、全体としては11億円の減となっております。続いて運営費でございます。運営費については、長期脱炭素電源オークション関連、これは今後の制度導入に向けた設計検討などを行うためのものですが、これが7.2億円、また、広域機関システム関連、詳細は先程説明がありましたとおりですが、来年度に関しては、システムリプレースに向けた作業に伴うものとして14億円、全体としては17億円の増となっております。4ページでございます。

まず人件費ですが、人員数については、今年度は200人で計上しておりましたが、2023年度は、新たな業務の追加等に対応するため19人増の219人とし、全体としては2億円の増となっております。「その他」の経費については、システムリースなどの支払利息が減となりましたが、前年度並みでございます。

続きまして5ページです。こちらが、債務負担行為の内容でございます。2023年度が行為年度となる新たな債務負担行為は、システム開発等に係る経費で2億円、賃貸借経費で1億円、保守管理運営業務等に

係る経費で6億円となっております。明細はご覧のとおりですが、システム開発等に係る経費、こちらが業務支援システムのリース等が含まれております。賃貸借経費は、データセンターに係る広域機関システムなどを設置するための賃貸借経費となっております。

保守管理運營業務等に係る経費、こちらは、建物の保守管理や業務委託などが含まれております。最後に6ページでございます。こちらが、これまでの予算の推移です。毎年、業務が拡大している状況ですが、引き続き、適切な予算額の確保と効率的な執行に努める所存です。予算に関してのご説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(山地議長)

ご説明どうもありがとうございました。今、説明していただきました第4号、第5号議案についてご発言をご希望の方は挙手ボタンを押す等で意思表示していただければ私から指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。竹川委員、倉貫委員から今手が挙がっているのが見えていますので、まず、竹川委員をお願いします。

(竹川評議員)

よろしくお願いいたします。長期脱炭素電源オークションの話をお聞きできればと思います。長期脱炭素電源と言いながらトランジションのイメージがあり、いわゆる炭素電源などの火力発電が入るわけですね。20年など長期で、新電力などの買う方からするとリスクがあると考えますが、そのリスクヘッジはどのような設計になっているのでしょうか。

(山地議長)

ありがとうございます。評議員のみなさまからの発言をある程度まとめて事務局から対応いただきたいと思いますので、次に倉貫委員をお願いいたします。

(倉貫評議員)

私も長期脱炭素電源オークションについてなのですが、昨今の需給ひっ迫を解消するためにやるのかなと認識しています。需給ひっ迫を解消するための対処療法的な施策のようにも見えます。供給力が不足するというのは、もっと前からわかっていたわけで、もっと早期にやるべきではないかという意見はなかったのか、あるいは、そういうことについて広域機関としてどのように考えているのかを教えてください。

(山地議長)

ありがとうございます。他にこの件に関連して、ご発言のご希望ございませんでしょうか。私が見ている範囲ではないようですね。それでは、いずれも長期脱炭素電源オークションに関するご確認のご要望ですので、事務局からご回答よろしくお願いいたします。

(山次企画部長)

企画部の山次です。長期脱炭素電源オークションのご質問に関して、まず需給ひっ迫との関係のご質問を入口として、回答いたします。昨今、需給ひっ迫というところで供給力の不足が一つ懸念としてある認識です。先ほど岸理事からもご説明がありましたように、広域機関としても組織体制含めしっかり対応していくということ申し上げております。

私どもも、そういった現状を、例えば、供給計画の取りまとめ等が見えてきたところから、経産大臣に申し上げ、容量市場の創設といったような色々な取組みをしており、そうした中で供給力不足の解消をしようとしております。ある意味そういったものとは異なった時間軸で、同時にカーボンニュートラルを進めていくための脱炭素電源であったり、そういった技術へのしっかりした支援が必要という異なる軸の観点もあり、そういった取組みを長期脱炭素電源オークションの中で行っていくというものです。例えばアンモニアであったり、新しい取組みをしっかりと後押ししていくために、容量市場の枠組みの中ではありますが、また先を見据えた電源への投資を促進していく必要があるという観点ですので、足元のものと少し時間軸が違うという性質があるものです。そうした中で近いところに加えて、長いところの供給力確保をしっかり支えていく仕組みを広域機関として取り組んでまいります。

(山地議長)

倉貫委員から、遅すぎるのではないかというコメントがありましたが、事務局から対応ございますか。

(岸理事)

岸のほうから補足をさせていただきます。倉貫委員のご指摘ごもっともですが、もともと国においても東日本大震災以降、電力システム改革を進めていく中で安定供給の確保を3本柱の頭に位置づけておきまして、自由化、送配電の分離など色々なことを、広域機関の創設から進めていく中で、将来のkWに着目した容量メカニズムを検討する必要があるという議論は大分前から出てきていたわけですが、導入に伴うメリットあるいは様々な負担等、条件整備ですとか、あるいはスキームの選択等について、まずは国のほうで随時議論していく中で色々な整備がなされてきました。2020年度からの容量市場オークションの開始、そして今回の長期脱炭素電源オークションへ、ステップバイステップで合意形成を経ながらやってきているところです。容量市場だけでは、毎年価格が変わるということもあります。それから脱炭素電源オークションについて、竹川委員からもリスクに着目したお話がございました。例えば化石燃料の電源について、足元ではLNG火力など大いに必要で、長期脱炭素電源オークションの一部として、足元のLNGの新設対応も含め国のほうで議論されておりますが、2050年のカーボンニュートラルに向けて、脱炭素に向けた対応をとっていかないと、せっかくの投資がいわゆる座礁資産リスクになるという面もございます。そうした供給力が将来使えなくなるというリスクにも着目し、かつ脱炭素電源は様々で、化石燃料にアンモニア・水素を混焼していくものもありますし、再エネも、原子力もございます。そういったそれぞれの電源種毎に特性があり、リードタイムなども違います。そうしたことにきめ細かく着目していく必要があるのではないかという議論を経て、まだ国で設計検討中ですけれども、今回の長期脱炭素電源オークション導入となったと承知しております。長期の収入として、kW収入を固定する制度について、発電側と負担する小売側の両面で、固定することに伴うリスクもあれば、固定しないことに伴うリスクもありうるわけですが、オークションですので、市場的に価格を決めるということになります。それに即した形で最終的に事業者側のリスクヘッジ対応も促されていくものと捉えてございます。私からは以上でございます。

(山地議長)

ご説明どうもありがとうございました。今の事務局からの説明も踏まえて、さらにご発言をご希望の評議員の方いらっしゃいましたら、意思表示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

山内委員お願いいたします。

(山内評議員)

山内です。今のご説明のとおりだと思うのですが、広域機関の責任範囲というか、あるいは業務範囲というか、より大きくなるのが現状かと思えます。広域機関の立場からすると、それをきちっと遂行できるような体制整備を広域機関だけの話でなくて、政府も含めて進めるべきだと考えます。一つの意見として発言させていただきました。

(山地議長)

ありがとうございました。山内評議員、私も含めて評議員会のメンバーの中には、関連する審議会の委員を経験されてきた方もいらっしゃると思います。先ほど岸理事がおっしゃったとおりですね、容量市場は4年先の1年間ですから、長期の投資予見性について、審議会でも仕組みが必要だという声があって、今回の長期脱炭素電源オークションに結びついたらと理解しております。他に4号議案、5号議案について、ご発言のご希望がございましたらお受けいたします。いかがでしょうか、よろしゅうございますでしょうか。

(竹川評議員)

追加で一言よろしいでしょうか。すみません。先ほど言われたように、リスクヘッジがないとせっかくオークションをやっても予見性がなかなか買い手のほうに認識できなくて、集まってこないのではないかと、という心配をしています。そういう心配の必要はないのでしょうか。

(山地議長)

リスクに関しては、心配は必ずあると思いますが、事務局は何かご対応ございますか。

(寺島理事)

寺島から、まずは、竹川委員のご質問の趣旨から確認させていただければと思います。オークションと言うのは、竹川委員のおっしゃるように、小売事業者が電気を買いたいと言い、そのニーズに応じて、発電事業者が発電所を20年間売りますよ、というところでの相対契約だとすると、確かに、「本当に、将来に亘って脱炭素なのかかわからないというリスクが小売側にあるという、ご質問かと思えます。もしそういう仕組みであれば、そういう問題が起きるのではないかと、というご指摘かと理解しますが、今、ここでの長期脱炭素電源オークションというのは、そういう仕組みではなくて、今の容量市場のように将来の供給力として、脱炭素電源がこのくらい必要だろうということで、容量市場の機能を補充する形で広域機関が供給力を募集し、その結果、固定費に相当するもの、発電所を20年間維持管理する費用が発電事業者を支払われるというものです。そのため、結果的に発電事業者が電気をどう売るか、市場で売なのか、相対で売なのか、というのは、kWhを売るという別の仕組みで売ることになりますので、長期脱炭素電源オークション自体で、買い手の小売事業者がオークション結果でのリスクを負うというものではないかと思えます。即ち、この仕組み自体を導入することで、日本全体の脱炭素をしっかりと進めていこうという大きな仕組みを理解していただいたらよいのかと思うのですが、ご質問のお答えになっていますでしょうか。

(竹川評議員)

了解しましたが、結局そういうオプションを買ってしまって、証券みたいにオプションを転売するとか、かなり複雑な仕組みにならないとリスクヘッジできないのではないかと考えています。単年という年々の容量市場の権利と例えば相対するとか、長期をやろうとするとリスクヘッジする仕組みが必要なのではないかなと思ったのでお聞きしたということです。

(寺島理事)

小売が20年間その発電事業者の電気をずっと買うというオークションではないということをご理解いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(竹川評議員)

了解しました。

(山内評議員)

よろしいでしょうか。

(山地議長)

はい、どうぞ。

(山内評議員)

今のお話でいうと例えば10年間ですね、先ほど寺島さんからあったように、固定費部分をノベタンといえますか、10年間ちゃんと負担してあげますよ、という約束をする、そういうオークションなんですよね。だから逆に供給の安定性と脱炭素という内容が確保されて、長期に亘って電源が確保されますよ、というオークションですね。発電事業者はそれをもらった上で、発電した電気をマーケットで売るなりなんなりをする、というそういう形なので、おっしゃるような意味で言うると逆に、リスクを負担させないようなかたちのオークションだと見ていただいたほうがよろしいかと思います。ある意味では、長期的な発電容量の公共調達かと思います。

(竹川評議員)

わかりました。ありがとうございます。

(山地議長)

ありがとうございました。他にご発言のご希望はございませんでしょうか。

(大石評議員)

大石ですけれどもよろしいでしょうか。

(山地議長)

はい、どうぞ。

(大石評議員)

ありがとうございます。まず今の長期脱炭素電源オークションに関してです。私も審議会に関わっておりまして、容量市場の一環という話ではあるのですが、消費者から見ると市場が色々と複雑に増えているので、ますます見えづらく理解しづらくなっています。また、今回の議論にありましたように、真に脱炭素だけというものだけではないので、どういうものに投資されるのかについては、しっかり見ていく必要があると思っています。それともう一つ別の意見です。第5号議案の予算について。やはり今回これだけ色々な事業が増えてきていますので、今投影していただいているグラフを見ても、若干人件費は増えてはいるも

の、今後のことを考えますと、賃金についてはペアが求められていますし、安心して働ける人件費の確保は今後ますます必要になってくるのではないかなと思っています。この内容に反対するというものではございませんが、是非そのあたりもしっかり考えていただければと思います、発言させていただきました。以上です。

(山地議長)

ありがとうございました。ご意見でございますけれども、事務局から何かご対応ございますでしょうか。

(岸理事)

大石委員ありがとうございます。人件費について、しっかり確保するという観点ありがとうございます。私どもも人材を集めることと、適正な給与体系にするということを両立させるべく努めているところでございます。役員も職員も設置以来、国家公務員に準拠し、人事院勧告で完全に連動させてということでやっております。そこには色々悩みもあるわけでございますが、色々な雇用体系、今後例えばジョブ型雇用というような、雇用形態・給与形態の多様化という課題も、検討が緒に就いたところですが、そういうことも併せて人材確保に努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

(山地議長)

ご対応ありがとうございました。他に4号議案、5号議案についてご発言のご希望はございますでしょうか。それでは議決に移ります。

(山地議長)

第4号議案「2023年度事業計画について」、原案どおりとすることよろしいでしょうか。

(評議員一同)

異議なし。

(山地議長)

第4号議案は、原案どおりの議決とします。続きまして、第5号議案「2023年度予算について」、原案どおりとすることよろしいでしょうか。

(評議員一同)

異議なし。

(山地議長)

第5号議案は、原案どおりの議決とします。それでは、次の議案の審議を行います。第6号議案「余裕金等の運用方針について」、事務局から説明をお願いします。

(榊谷理事)

それでは続きまして、榊谷からご説明させていただきます。余裕金等の運用方針についてでございます。まず、議案書をご覧いただければと思います。本件は2023年度の余裕金等運用方針を別紙のとおり定めたいというものです。

なお、別紙1が運用方針、それから別紙2が新旧対照表となっております。内容については、別紙と書か

れたパワーポイント形式の資料にてご説明をさせていただきます。

まず1ページ目です。

はじめに余裕金等の運用を実施する際の手順につき記載しております。2023年度の余裕金等運用方針では、一部資金の運用期間を1か月から3か月に延長することで運用益の増加を図りたいと考えております。

なお、運用の対象はこれまでと同様、再エネ納付金と想定しております。

2ページ目をご覧ください。こちらが、2023年度の余裕金等運用方針となっております。

まず運用の基本方針は、従来どおり納付金の元本と流動性の確保に努めること、運用額につきましても今年度と同様ですが、納付金額から次回の交付予定額を差し引いた全額を運用に回してしまいますと手元に流動性がなくなってしまうので、交付予定額の10%を手持資金として差し引いた上で残りを運用するという、運用方法は先程のとおり今年度は全て1か月サイクルの譲渡性預金で運用しておりますが、2023年度はこのうち半分を3か月サイクルで運用いたします。運用以外の資金につきましては、安全性の観点から決済用預金で保有し、運用益は次々年度の納付金に充てられること、また、運用額は10億円単位とすること、いずれも今年度と同様でございます。

4ページをご覧ください。こちらが、この運用方針に沿って納付金運用を行った場合の年間スケジュールのイメージです。中程、運用欄のとおり、短いバーが1か月サイクルの運用、長いバーが3か月サイクルの運用です。毎月、1か月と3か月の運用を行いますので、6月以降は全部で4本の運用を行うこととなります。

5ページをご覧ください。一つ目の四角、運用額の算定方法は、先程のご説明のとおりです。二つ目、三つ目のところは、大きく2つの基準に照らして検討した結果、運用額の50%を3か月サイクルの運用に変更したいと考えております。まず一つ目の基準は、業務上支障が出ない十分な手元流動性が確保されているかです。この点につき、2022年の4月から運用開始しておりますが、昨年12月までの納付金、交付金の実績を用いて、どの程度の手元流動性を確保すれば資金不足に陥ることなく安定的に納付金・交付金業務が運営できるか、そういった観点でシミュレーションを行いました。その結果、余裕金の50%までであれば3か月サイクルで運用しても、毎月の手元流動性が十分確保できると判断いたしました。二つ目の基準は、運用益の極大化による国民負担の軽減が図られているかです。この点については6ページと7ページをご覧ください。まず6ページ、現在運用を行っております金融機関では、昨年秋に運用利率の見直しが行われました。それまでは、1か月でも3か月でも年率0.002%でしたが、現状は1か月のものが0.001%、3か月の0.002%となっております。次に7ページです。今の前提で試算しますと、同じ運用額でも例2のように1か月運用と3か月運用を組み合わせる方が、例1の1か月運用だけよりも多くの運用益が得られることとなります。ご案内のとおり、この運用益は、納付金に充当され、結果的に国民の皆さまに御負担いただいている再エネ賦課金の軽減につながりますので、より多くの運用益が見込まれる方を採用したいということです。8ページ目以降は参考資料ですので本日のご説明からは割愛をさせていただきます。ご説明は以上でございます。

(山地議長)

ご説明どうもありがとうございました。ご発言のご希望がございましたら、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

こちらに関してはご質問を含めてご発言がございましたので、議決に移ります。第6号議案「余裕金等の運用方針について」、原案どおりとすることでよろしいでしょうか。

(評議員一同)

異議なし。

(山地議長)

第6号議案は、原案どおりの議決とします。次の議案の審議に移る前に、第7号議案の関係者である寺島理事と内藤理事には、一時的に退席いただきます。寺島理事、内藤理事、退席をお願いします。それでは、第7号議案「3期6年を超えて再任する役員の評価について」、審議を行います。事務局から説明をお願いします。

(岸理事)

第7号議案につきまして、岸の方から資料7、パワーポイントの横長の資料でご説明します。

右肩1ページをご覧ください。今回の議案の背景説明です。役員任期は最長5期10年、という制度を前提としつつ、昨年10月の国の審議会で、3期6年を超えた再任は、限定的とすべきこと、総会での選任に先立ち、評議員会で該当者の評価に関して必要な議論を行うこと、が整理されました。本年3月末日で3期6年を終える役員は3名おりますが、このうち運用部を担当する内藤淳一理事は、本人のご希望もございまして、今回、再任いたしません。寺島一希理事、及び千葉彰監事の2名については、業務上の必要性から再任の必要があり、任命議案を総会に付議したいと考えております。よって本日、総会に先立ち、この該当する2名の評価について、評議員会にお諮りするものです。

なお、ご参考までに、ほかの役員については、大山理事長が1期2年を3月末日で終えるところ、2期目の再任を総会に付議する予定です。他の理事3名、非常勤監事1名については、就任の月がずれておりました、まだ皆、1期目の任期途中となっております。2ページをご覧くださいませでしょうか。

一人目、寺島理事については、電源開発株式会社を退職後、広域機関発足時から、計画部担当理事として4期8年勤めてきました。連系設備の整備など送変電事業をはじめ電気事業全般に精通しております。三点書いてございますが、第一に、足元、政府が掲げる再エネ主力電源化などに向け、マスタープランの年度内取りまとめに足元奔走しており、今後それを広域系統整備計画へ落とし込むなど、具体化・実現に向けて遅滞なく、着実に進めていくことが強く期待されております。岸田総理が主催するGX実行会議からも、昨年末、マスタープランを踏まえた系統整備を、今後10年間で加速する方針が打ち出されていると承知しております。海底直流送電など技術的な詰めも、関係者等との調整も難度が高いことから、内容に精通した寺島理事に、中長期かつ全体最適の観点から、切れ目なく取り組んでほしいと考えております。

第二に、供給計画などの取りまとめについても、需給バランスが予断を許さない中、とりわけ今後2年間は、容量市場や需給調整市場が本格稼働へ移行する重要な時期でもございます。広域的運営・安定供給の要である需給計画業務を遺漏なく遂行するために、寺島理事の力が必要と考えてございます。

第三に、本人の真摯な人柄と豊富な経験を生かし、引き続き、自らの所掌にとらわれず、的確な助言や職員の人材育成などでも広域機関の運営全般に貢献したいと考えております。こうしたことから、寺島理事の5期目の再任は不可欠と考えております。次に3ページをご覧くださいませでしょうか。

二人目、千葉監事については、公認会計士として財務、会計、ガバナンスなどに豊富な経験・見識をお持ちで、広域機関の非常勤の監事2名のうちの一人として、3期6年勤めてまいりました。第一に、毎週開催されている理事会への出席率は96～98%と、ほぼ皆勤し、広域機関の業務や課題全般に精通されています。第二に、理事会の開催前に、毎回、事務局から議案の説明を聴取し、助言・指導等をいただいております。さらに、それに加え、監査室長等からもきめ細かい報告を随時受け、ガバナンスの実態を常時把握し、実効ある内部監査に尽力されておられます。次の2年間は、広域機関にとって、再エネ納付金、容量市場、卸市場の値差収益など、巨額の資金を管理しながら、新たな業務を円滑に軌道に乗せるためのガバナンスが

とりわけ重要な時期です。外部会計監査や新たな会計基準の導入の準備を進める必要もあります。こうした中で、広域機関の財務会計をはじめとしたガバナンスを、実態に即した形で、実効性あるものとして再構築していく上で、業務や課題にも精通した千葉監事の4期目の再任が不可欠と考えております。最後、4ページは、最初の背景説明で触れました、国の審議会における整理を示す資料を添付していますが説明を割愛いたします。

以上、3期6年を超えての再任手続きに先立ち、該当する2名の資料記載の評価について、ご議論・ご確認いただきたいと考えてございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(山地議長)

ご説明どうもありがとうございました。それでは、今説明いたしました第7号議案について、ご意見ご質問等ありましたら、意思表示をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

特にご発言に異議なしということによろしいでしょうか。ご発言・ご質問特にないようですね。私も説明の内容には納得しているところでございます。それでは、議決ということにしたいと思います。第7号議案「3期6年を超えて再任する役員の評価について」、原案どおりとすることによろしいでしょうか。

(評議員一同)

異議なし。

(山地議長)

第7号議案は、原案どおりの議決といたします。みなさま、先ほど、一時的に退席いただいた寺島理事と内藤理事が戻られますので、少しお待ちください。

それでは、残り2件の報告事項でございます。一つ目の「広域系統長期方針（マスタープラン）の検討状況」について、事務局から説明をお願いします。

(寺島理事)

報告事項の一番目、資料の8です。「広域系統長期方針（マスタープラン）の検討状況」について、寺島の方からご報告させていただきます。広域系統長期方針については、広域機関発足後の2017年3月に一旦取りまとめたものです。今回5年も経ったこともあり、後ほど説明しますが、社会情勢の変化等もあったことから、今般、前回取りまとめたものをよりアドバンスしたかたちで長期方針を検討している最中です。今投影されている1スライドについて、先ほど4号議案で説明した事業計画と同じものではありませんが、左下の赤枠で示したものが今回ご報告するマスタープラン、長期方針の策定になります。マスタープラン（広域連系系統のあるべき姿とその具体化に向けた方向性を示すもの）に基づき、広域系統整備計画の検討を進める、という内容です。これについては、2020年8月に経産省と共同事務局で「マスタープラン検討委員会」という委員会を発足し、関係の先生方・オブザーバー・事業者等々に参画いただき、既に22回の審議を進めているところです。今日はその検討状況の概要についてご報告するものです。2スライド目、マスタープランの位置づけです。2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、2021年10月に閣議決定されました第6次エネルギー基本計画のエネルギー政策と整合を図りながら、ネットワークのあるべき姿としての「長期展望」を検討していこうというものです。中間整理を2021年5月に行っており評議員会でご紹介させていただきましたが、それからの大きな変更点は、第6次エネルギー基本計画を受けてマスタープランの検討のシナリオを見直し、今年度末の最終とりまとめを目指しているものです。シナリオの中で

一番のポイントは、再エネ5～6割導入を視野に入れて2050年カーボンニュートラルの世界を考えていることです。具体的なシナリオとして、3スライド目、ベースシナリオ以外にも左右に振ることを行っていますが、ポイントはベースシナリオとなります。需要については、省エネ等で減少することも想定されますが、電化等のカーボンニュートラルに向けた需要増も想定されることから、現在の1.5倍にあたる1.2兆kWh程度の規模を設定しています。電源構成について、再エネは5～6割導入に向けて各エリアにて太陽光・風力等々を最大限に導入したらどうなるのかを計るため、この数値を設定しています。火力は老朽化設備については水素・アンモニアに転換することを想定しています。このシナリオを前提にネットワークは、どうあるべきかを検討したものと、増強方策の考え方を整理したものが4スライド目になります。これは、いわゆる費用対便益手法であり、送電線がない状態での混雑に対し、送電線が整備増強され混雑が解消されたことによって流れる電気が作る便益（燃料費、CO2対策コスト、アデカシー（供給力確保）、送電ロス）をB（ベネフィット）とし、送電線を作るコストをCとし、B/Cで1以上あるかという観点、さらには送電線増強により再エネの出力制御率がどの程度減るかという観点を以って、B/Cのカーブが高くなる点と再エネ出力制御率の降下が飽和して、あまり変わらなくなる点付近が増強の最適規模ではないかといった検討を行いました。その結果は5スライド目になりますが、日本中で混雑シミュレーションを行った結果、特徴的なのは北海道・東北等にある風力のポテンシャルが非常に大きくこれをどう大需要地に持っていくかという点であり、この図でいう①北海道～東北～東京ルート新設、②北海道～東北ルート新設、③東北～東京ルート新設、という日本海上・太平洋上に示した矢印は海底直流設備で対応してはどうかということ考えたものです。西は九州に適地があるとのことで、今の九州－中国ないしは九州－四国という案もあるのではないかと、この整備を行いながら大需要地（関西地区等々）へ運ぶことも考えてます。同時に左右の系統が整備されれば、尚更のことFCの重要性も高まっていくということで、FCについてもどういった便益があるのかということも検討している内容です。結果的にここに記載したものを「長期展望」と我々は申していますが、具体的に言えば、2050年に向けたあるべき系統整備の絵姿を日本地図に落としてみたものです。このスライドの右下に小さな表がございますが、必要投資額としては合計6～7兆円程度、便益はコストの差の取り方ですが、最大1.5までB/Cが出るのではと見ています。年間コストは5,500～6,400億円程度となりますが、これが一番合理的かつあり得べきネットワーク整備と考え、ここに掲載したものです。

6スライド目は参考までですが、昨年12月22日の国のGX実行会議の議論の中でもマスタープランの話題が取り上げられています。このマスタープランにつきましては、2050年カーボンニュートラルの実現を見据えてということで、国と一体的に検討していることでもあり、GX実行会議の基本方針の中でも取り上げられていること紹介させていただきます。

7スライド目ですが、現在は、この広域系統長期方針（案）を取りまとめているところです。1月25日の第22回の委員会にて取りまとめており、現在パブリックコメントに付しているところです。パブリックコメントのご意見、委員会でのご意見を踏まえ反映しましたものを、3月下旬開催予定の評議員会でお諮りしご審議いただきたいと考えており、本日は、それに先立ち検討状況のご説明という位置づけでご紹介させていただきます。長くなりましたが私の説明は以上でございます。

（山地議長）

ご説明どうもありがとうございました。それでは今説明していただいた、広域系統長期方針（マスタープラン）の検討状況について、ご質問を含めご発言のご希望がありましたらお願いいたします。

(高村評議員)

寺島さんどうもありがとうございます。マスタープランの検討委員会へも参加させていただいておりますが、非常に重要な作業をしていただいていると思っております。一つはGXの会議のところでも計画の中にマスタープランについての言及があったとの話がありましたが、グリーントランスメーションとエネルギー産業構造の転換を行っていくうえで鍵を握るのが送電線整備と思っております。お願いをしたい点といたすのは、マスタープランについて取りまとめを3月に向けてしていただいていると思っておりますが、こちらのマスタープランをベースに広域系統整備計画の具体化を遅れずに進めていただきたい点でございます。二つ目、広域系統のマスタープランで議論している中、私や他の委員からありました通り、改めて再生可能エネルギーが50～60%から更に上振れする可能性も含め検討いただきたいということは、感度分析を含めしていただいていると思っておりますが、需要がどうなるかによってあるいは再生可能エネルギーのコストや燃料費の動向を踏まえて新たに追加的に系統整備を行うコストを考えると、エネルギー転換をしていくうえで上振れの可能性も含めた系統整備を念頭に置いておく必要があると思っております。この点についてマスタープランの中でも入れ込んでいただいていると思っておりますが、広域系統整備の中でもその点は是非考慮いただき具体的な計画整備に移っていただけるとありがたいと思っております。

(山地議長)

ありがとうございます。他の評議員からの質問・コメントも含め事務局に対応いただこうと思っておりますが他の委員いかがですか。特によろしくございますか。

特に無いようですので、今の高村評議員の2件のコメント、質問に対し何かご発言がございましたらお願いいたします。

(寺島理事)

高村評議員ありがとうございます。マスタープラン検討委員会でも高村先生には活発にご意見いただいております、この場で御礼申し上げます。今しがた、この場でお話いただきましたことは、特に一点目、マスタープランが出来上がった後の個別な系統整備の具体化に向けて、しっかり取り組むようにというご要請といたしますか、エールをいただいたものと思っております。

一方で、それぞれの系統整備というものは技術的にも非常に新規性・ハードルの高いものです。技術的に地に足のついた検討をして確実にしっかり進めて行きたいと考えてますので、引き続きご支援の程をよろしくお願いしたいと考えてます。

二点目ですが、再エネ5～6割シナリオということで今回検討し始めたものです。その中で、我々感じたところがいくつかございます。確かに高村委員のおっしゃるように、これ以上上振れしていくことも考慮した系統整備も当然考える必要があるという点では、前提が変われば絶えずこのシナリオの設定を見直しつつ、今作った長期展望や系統整備計画についても見直しを日々していかなければならないのではという趣旨を報告書で記載してます。

一方で、ネットワークの整備だけに依存して再エネ5～6割、さらにその上ということはある意味限界があるのではと報告書で記載してます。需要や発電所のロケーション最適化、別な言い方すれば地産地消のあたりをもう少し作っていった方がいいとか、電源が一部に偏らないような誘導の方策とか、需要も同じく大消費地だけに絶えず偏らないように水素製造のロケーションなど政策的にも考えていかないと、送電線の整備だけでやっていくのにも本当にそれで全ての最適化となっているのかということも、この検討の結果とシナリオ分析の中で提案させていただいてます。いずれにしても更に上振れするという点については色々な方策を考えていかなければいけないと思っておりますので、本日のご指摘も踏まえ引き続き将来の検討に向けての

課題整理にさせていただければと思っています。

(山地議長)

ご対応どうもありがとうございます。他にご発言のご希望はございませんでしょうか。

(高村評議員)

山地先生すみません、高村でございます。寺島さんどうもありがとうございました。最後仰った点は本当に重要な点だと思ってまして、特に広域系統整備計画に直接関わらないため先ほど申し上げませんでした。最後の5枚目の長期展望のところで、まさにそれを示すような資料を入れていただいていると思っております。電源側の立地誘導等も含めた対策、地産地消という話もありましたが、これが分かるようになったというのはマスタープランの計画の検討をしていただいたことで、エネルギー政策への長期的観点からの重要なインプットをいただけたと思っております、大変よい分析と検討をしていただいたと思っております。全体としてのエネルギー政策の中に頂いた重要なインプットだと思っております。ありがとうございます、以上です。

(山地議長)

それでは、本件については、以上とさせていただきます。2件目の報告事項ですが、広域機関の2022年4月から9月までの「活動状況報告」です。本件については、本件については、定例の報告ですので、事務局からの説明は行わないこととさせていただきます。

事前に資料をお送りさせていただいておりますが、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。

(牛窪評議員)

事前に資料を拝見して毎回同じようなこととお話しますが、広域機関のお役目が、質量ともに近年急速に拡大していることは様々な場で目にしているところではございます。電力会社からのご出向者、プロパーの方等々の混成部隊の中で、マスタープランの実現に向けた激務があったりとする一方、世の中では働き方改革、ワークライフバランスなどが標準化しだしている。その中で人材の質、量、確保、また、サクセッションプラン等の組織としての持続性などを考えたうえでの組織運営をお願いしたいところです。

(山地議長)

ありがとうございます。他には特にご発言・ご希望がございませんので、本件については以上となります。

本日の議案と報告は以上となりますが、そのほか、特段のご意見等ございますでしょうか。全体を通して、ご発言、ご希望があればお受けいたします。

よろしいでしょうか。特に意見なしということで確認をさせていただきました。以上でございますが、閉会の前に、大山理事長から一言お願いします。

(大山理事長)

大山でございます。本日も貴重なご意見をいただきましてどうもありがとうございました。先ほども色々ご議論をいただきましたが、広域機関の業務はますます増加する傾向にございます。本日も業務増加への対応に支援していただき、意見を賜りありがとうございました。今年度は、F I T、F I Pに関する業務に始まり、大きなお金を扱うというこれまで経験のない業務が始まりました。需給状況も引き続き厳しい状況であり、対応を行っている状況でございます。更に報告事項でもご説明をいたしました、マスタープランを

取りまとめ中でございます。取りまとめは年度内でございますが、来年度以降は実現に向けた検討を行っていく必要がございます。また、ノンファーム運用も拡大してまいります。それから、容量市場、需給調整市場については、2024年度に新たなフェイズを迎えることになっております。容量市場は実需を開始いたしますし、需給調整市場は、全ての商品の運用が開始されます。それらに向けて、23年度はしっかりと準備を進めていく必要があると認識しております。気を引き締めて取り組んでいく所存でございます。評議員のみなさまには、今後ともご指導のほどよろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

(山地議長)

ありがとうございました。以上をもちまして、今回の評議員会を閉会いたします。ご参加いただきありがとうございました。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した議長及び評議員2名は、記名押印する。

電力広域的運営推進機関評議員会

議長 山地 憲治

評議員 牛窪 恭彦

評議員 柳川 範之